

京都大学事務委任等規程及び京都大学本部事務決裁等規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 総長は、人事事務のうち、部局における次の各号に掲げる権限については、当該部局の長に委任する。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>2 人事事務のうち、部局における次の各号に掲げる事項については、当該部局の長が専決するものとする。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 業務の都合上、特別の形態によつて勤務する必要のある教職員及び有期雇用教職員について、1か月以内の一定期間を平均し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ること。</p> <p>(4) 教職員の週休日を振り替えること及び有期雇用教職員の休日を振り替えること。</p> <p>(5) 教職員の代休日を指定すること。</p> <p>(6) 教職員の育児部分休業及び介護部分休業の承認、不承認を決定すること。</p> <p>(7) 教職員等の総合的な健康診査を受けるため勤務しないことの承認、不承認を決定すること。</p> <p>(8) 教職員等の組合交渉に参加するため勤務しないことの承認、不承認を決定すること。</p> <p>(9) 教職員等の過半数代表者として協議するため勤務しないことの承認、不承認を決定すること。</p> <p>(10) 妊産婦である女性教職員等の保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことの承認、不承認を決定すること。</p> <p>(11) 妊娠中の女性教職員等の通勤に利用する交通機関の混雑を避けるため勤務しないことの承認、不承認を決定すること。</p> <p>(12) 授業担当及び研究担当を命免すること。</p> <p>(13) 次に掲げる有期雇用教職員又は時間雇用教職員を任免すること及びその給与を決定すること。</p> <p>医員 医員(研修医)</p> <p>非常勤講師 ティーチング・アシスタント リサーチ・アシスタント 雇用予定期間が1か月未満の時間雇用教職員</p>	<p>第4条</p> <p>(1)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 業務の都合上、特別の形態によつて勤務する必要のある教職員について、1か月以内の一定期間を平均し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ること。</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 教職員等の育児部分休業、介護休業及び介護部分休業の承認、不承認を決定すること。</p> <p>(7) }</p> <p>(8) } (同 左)</p> <p>(9) (同 左)</p> <p>(10) 妊娠中の女性教職員等が休息又は捕食するため及び通勤に利用する交通機関の混雑を避けるため勤務しないことの承認、不承認を決定すること。</p> <p>(11) (同 左)</p> <p>(12) 次に掲げる有期雇用教職員又は時間雇用教職員を任免すること及びその給与を決定すること。</p> <p>医員 医員(研修医) 医師 歯科医師 非常勤講師 ティーチング・アシスタント リサーチ・アシスタント 雇用予定期間が1か月未満の時間雇用教職員</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(14) 教職員等（前号に掲げるものを除く。）の俸給又は日給若しくは時間給以外の給与のうち別に定めるものを決定すること。</p> <p>(15) 有期雇用教職員（医員及び医員（研修医）に限る。）に係る年度一時金を決定すること。</p> <p>(16) 前3号に掲げる事項のほか、給与事務に関連する事項（勤勉手当又は勤勉手当相当給与の成績率の決定を除く。）を処理すること。</p> <p>3 諸謝金の決定については、当該部局の長が専決するものとする。</p> <p>4 第2項第13号及び第14号の規定にかかわらず、これらの規定に掲げる事項のうち、その処理について主管官庁に対し承認申請又は協議を必要とするものについては、専決しないものとする。</p>	<p>(13) (同 左)</p> <p>(14) 前2号に掲げる事項のほか、給与事務に関連する事項（勤勉手当又は勤勉手当相当給与の成績率の決定を除く。）を処理すること。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 第2項第12号及び第13号の規定にかかわらず、これらの規定に掲げる事項のうち、その処理について主管官庁に対し承認申請又は協議を必要とするものについては、専決しないものとする。</p>
<p>京都大学本部事務決裁等規程 (平成17年9月20日総長裁定)</p>	
<p>(前 略)</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、別表第3の事項欄に掲げる事項に係るものについては、それぞれ、同表の専決者欄に掲げる者は、専決することができる。この場合において、当該専決者は、必要に応じて当該専決する事項又はその要点を上司に説明又は報告し、その確認を得て行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による専決が第7条本文の規定により更に合議を要するものについてはなされたときは、当該専決は、その合議の整うことを条件としてなされたものとする。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、本部の事務組織の監査室、各部並びに各センターの長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより課長又はその他の者に専決させることができる。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(専決)</p> <p>第4条 } 2 } (同 左) 3 }</p>

改正前						改正後					
別表第3											
事項	専決者					事項	専決者				
	専門職員	専門員	課長	部長	理事		専門職員	専門員	課長	部長	理事
(中略)											
本部の事務組織の職員の欠勤の処理						(同左)					
						本部の事務組織の職員の当該事業年度における終業時刻を午後5時とすることの承認、不承認の決定					
業務の都合上、特別の形態によって勤務する必要のある本部の事務組織の職員に、1箇月以内の一定期間を平均し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割振る処理						(同左)					
本部の事務組織の職員の育児部分休業及び介護部分休業の承認、不承認を決定すること。						本部の事務組織の職員の育児部分休業、介護休業及び介護部分休業の承認、不承認の決定					
(中略)											
本部の事務組織の職員等の過半数代表者として協議するため勤務しないことの承認、不承認を決定すること。											
妊産婦である本部の事務組織の女性職員の保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことの承認、不承認の決定及び妊娠中の本部の事務組織の女性職員の通勤に利用する交通機関の混雑を避けるため勤務しないことの承認、不承認の決定						妊産婦である本部の事務組織の女性職員の保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないこと並びに妊娠中の本部の事務組織の女性職員が休息又は補食するため及び通勤に利用する交通機関の混雑を避けるため勤務しないことの承認、不承認の決定					
(後略)											
						附則 この規程は、平成22年3月19日から施行する。					